

**平成23年 4 月10日執行
統 一 地 方 選 挙**

1	あらし	1
2	事務執行日程	2
3	投票区及び開票区	10
	(1) 投票所等にあてた施設の内訳	10
	(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地	10
	(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地	16
	(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地	16
4	選挙人名簿登録者数	17
	(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録	17
	(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録	17
5	選挙長及び開票管理者等	18
	(1) 選挙長及び同職務代理者等	18
	(2) 開票管理者及び同職務代理者	18
6	選挙事務関係者	19
	(1) 投票事務関係者	19
	(2) 開票事務関係者	20
	(3) 選挙会事務関係者	20
7	選挙啓発事業	21

(別冊 1) 広島県議会議員一般選挙

(別冊 2) 広島市議会議員一般選挙

(別冊 3) 広島市長選挙

議会棟前に掲出した懸垂幕



花電車の運行



中区役所に掲出した懸垂幕



バスのフロント



J R 広島駅の大型看板



アリスガーデンでの街頭啓発



J R広島駅での啓発グッズの配布



市長選挙の立候補受付



投票風景



ポスター掲示場（中区）



ポスター掲示場（東区）



ポスター掲示場（南区）



ポスター掲示場（西区）



ポスター掲示場（安佐南区）



ポスター掲示場（安佐北区）



ポスター掲示場（安芸区）



ポスター掲示場（佐伯区）



1 あらまし

「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（平成22年法律第68号 平成22年12月8日公布・施行）により、広島県議会議員（平成23年4月29日任期満了）・広島市議会議員（平成23年5月1日任期満了）の一般選挙及び広島市長（平成23年4月7日任期満了）選挙が、平成23年4月10日に第17回統一地方選挙として執行された。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害（東日本大震災）のため、著しい被害を受けた地域では、臨時特例措置により選挙期日が延期された。

【広島県議会議員一般選挙】

広島県議会議員一般選挙の立候補者は、定数66人に対して、前回（平成19年4月8日執行）の99人より14人少ない85人が届け出た（倍率1.29倍）。

広島市での立候補者は定数25人に対して、前回の39人より4人少ない35人が届け出た（倍率1.40倍）。

投票率は、前回の53.87%に比べて、6.37ポイント低い47.50%となった。広島市では前回の53.73%に比べて、4.69ポイント低い49.04%となった。

【広島市議会議員一般選挙】

広島市議会議員一般選挙の立候補者は、定数55人に対して、前回（平成19年4月8日執行）の77人より6人多い83人が届け出た（倍率1.51倍）。

投票率は、前回の53.72%に比べて、4.68ポイント低い49.04%となった。

【広島市長選挙】

広島市長選挙の立候補者は、前回（平成19年4月8日執行）の4人より2人多い6人が届け出た。

投票率は、前回の53.75%に比べて、4.67ポイント低い49.08%となった。

開票の結果、松井かずみ候補（無所属）165,481票、とよだ麻子候補（無所属）117,538票、大原邦夫候補（無所属）90,464票、くわた恭子候補（無所属）37,986票、大西オサム候補（日本共産党）20,084.463票、前島おさむ候補（無所属）11,732.531票となり、松井かずみ候補が当選した。

なお、今回の選挙から、投票の記載方法は、市長選挙の期日が他の公職の選挙の期日と同一である場合等には、記号式投票の方法によらないこととした。

また、平成23年4月8日から同月11日（午前11時）までの間、市長の職務代理者が置かれた。

(2)

2 事務執行日程

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・長	告 示 前・長 後 議	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前・長 後 議	任 期 前・長 後 議
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
					- 選挙執行計画の決定 - 臨時啓発事業計画の策定及び実施 - 市広報紙「ひろしま市民と市政」へ周知啓発記事掲載依頼 - 諸印刷物の発注依頼 - 候補者のしおりの検討 - 選挙公報掲載申請のしおりの検討 - 公費負担のしおりの検討 - 投票・開票事務取扱要領の検討 - 選挙公報配布計画の検討 - 区選管等との打合せ - 選挙事務従事者(市職員)の協力要請 - 供託物取扱機関への選挙期日・立候補届出期間の通知		- 選挙執行計画及び事務分担の決定 - 投票管理者及び同職務代理者(投票所及び期日前投票所)の内定 - 開票管理者及び同職務代理者の内定 - 期日前投票(不在者投票)事務従事者の選定 - 投票・開票事務従事者の選定 - 投票所・開票所施設の確認及び使用依頼 - 選挙のお知らせ関係事務 - 個人演説会関係事務 - ポスター掲示場設置場所の調査及び資料の作成 - 選挙人名簿選挙時登録の準備 - 投票箱等投票・開票器材の配送計画 - 選挙公報配布の補完措置 - 投票立会人(投票所及び期日前投票所)の内定 - 市広報紙(区版)へ臨時啓発記事掲載依頼 - 区役所懸垂幕のぼり掲示場所の確保			【県議】投票用紙 白色の用紙に黒色のインクで印刷 【市議】投票用紙 水色の用紙に赤色のインクで印刷 【市長】投票用紙 黄色の用紙に黒色のインクで印刷			
12/7	火	-124	-110	-115	選挙事務従事者の事前調査表出力							-121	-145
12/13	月	-118	-104	-109	各局庶務担当課へ選挙事務従事者の事前調査依頼							-115	-139
12/22	水	-109	-95	-100	委員会開催(定例) 15:00 委員室							-106	-130
12/28	火	-103	-89	-94	事前調査表提出期限							-100	-124
1/10	月	-90	-76	-81	【県議】【市議】【市長】後援団体に 関する寄附等の禁止期間の開始 (選挙期日前90日に当たる日から 選挙期日まで)	特例法6						-87	-111
1/17	月	-83	-69	-74	選挙事務従事者カード等の出力							-80	-104
1/19	水	-81	-67	-72	選挙事務従事者カード等を区選管へ送付							-78	-102
1/26	水	-74	-60	-65	委員会開催(定例) 15:00 委員室							-71	-95
1/28	金	-72	-58	-63			選挙事務従事者カード等を市選管へ提出(提出期限)					-69	-93
2/2	水	-67	-53	-58	各局庶務担当課へ選挙事務従事者カードリスト依頼 (提出 2月18日)							-64	-88
2/6	日	-63	-49	-54							【市長】任期満了日 前60日	-60	-84
2/9	水	-60	-46	-51	- 選挙係長・担当国会議 14:00 本庁舎9階第一会議室 【県議】【市議】【市長】署名収集の 禁止期間の開始(選挙期日前60 日に当たる日から選挙期日まで)	特例法施行令2						-57	-81
2/10	木	-59	-45	-50	ポスター掲示場設置業務(開札) 9:20～16:10 北庁舎4階 委員室								
2/15	火	-54	-40	-45	市広報紙への記事掲載(【市議】 【市長】立候補予定者説明会) ポスター掲示場設置業務(落札決定)							-51	-75
2/16	水	-53	-39	-44	- 委員会開催(臨時) 14:00 委員室 - 選挙日程及び臨時啓発事業 - 選挙長・同職務代理者の内定 - ポスター区画数の決定 - 市・区選管委員長・事務局長合同 会議 15:00 本庁舎9階第一会議室							-50	-74
2/17	木	-52	-38	-43	町名・投票区・投票所名リスト出力 を区選管へ送付							-49	-73
2/18	金	-51	-37	-42	- 委員会開催(定例) 15:00 委員室 - ポスター掲示場設置業務(契約締結)							-48	-72
2/21	月	-48	-34	-39							【県議】市区町事務 打合せ会 13:30 県庁講堂	-45	-69
2/22	火	-47	-33	-38	回答済み選挙事務従事者カード (承諾分)を区選管へ送付							-44	-68
2/23	水	-46	-32	-37	【市長】確認団体説明会 10:00 本庁舎9階第一会議室 【市長】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎9階第一会議室							-43	-67
2/25	金	-44	-30	-35			町名・投票区・投票所名リスト修正 分を市選管へ送付					-41	-65
2/28	月	-41	-27	-32	【市議】確認団体説明会 10:00 本庁舎9階第一会議室 【市議】立候補予定者説明会 13:30 本庁舎2階講堂 - 町名・投票区・投票所名リスト修正 分を情報システム課へ送付							-38	-62
3/1	火	-40	-26	-31	電算データ現在日		- 選挙人名簿登録の移替延期期間 の告示期限 - 市広報紙(区版)への記事掲載 (投票所臨時職員募集) (投票所変更)	令17、市 事12の2				-37	-61

月 日	曜 日	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 長	告 示 前 ・ 長 市 議 員 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任期 前 ・ 後	任期 前 ・ 後 市 議 員
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
3/2	水	-39	-25	-30	- 委員会開催(臨時) 15:00 委員会 - 区選管へ従事者データ・辞令書の提出を依頼 - 投票区スペースリスト出力を区選管へ送付		- 委員会開催(定時登録) - 選挙人名簿登録の移替延期開始(選挙期日まで) - 投票区スペースリスト修正分を市選管へ送付	令17			〔市議〕任期満了日前60日	-36	-60
3/3	木	-38	-24	-29	〔市議〕〔市長〕投票用紙印刷及び引継ぎ(区選管立会) - 投票区スペースリスト修正分を情報システム課へ送付		〔市議〕〔市長〕投票用紙印刷受領					-35	-59
3/4	金	-37	-23	-28	- 区選管へ期日前従事者の辞令書の提出を依頼 - 投票区別索引簿、縦覧リスト等出力(10日まで)							-34	-58
3/5	土	-36	-22	-27	選挙のお知らせ出力、カット(17日まで)							-33	-57
3/9	水	-32	-18	-23	選挙長事務打合せ会 15:00 北庁舎3階会議室						〔県議〕立候補予定者説明会 3/9～11	-29	-53
3/11	金	-30	-16	-21	縦覧リスト等を区選管へ送付		ポスター掲示場設置開始 縦覧リスト等を受領・点検					-27	-51
3/14	月	-27	-13	-18	〔市長〕立候補届出関係書類の事前審査(15日まで) 8:30～市選管事務局選挙課・啓発課						〔県議〕選挙長等事務打合せ会 13:30 県庁	-24	-48
3/15	火	-26	-12	-17	- 市広報紙への記事掲載(投票日・期日前投票等) 〔市議〕〔市長〕確認団体の申請書類の事前審査 8:30～市選管事務局選挙課		期日前従事者の辞令書を市選管へ提出(提出期限)					-23	-47
3/16	水	-25	-11	-16	不在者投票指定施設との事務打合せ会 15:00 本庁舎2階講堂		〔市議〕立候補届出関係書類の事前審査(18日まで) 8:30～17:00 区選管事務局				〔県議〕投票用紙印刷	-22	-46
3/18	金	-23	-9	-14	「選挙のお知らせ」を区選管へ引継ぎ		- 従事者データ等を市選管へ提出(提出期限) 〔県議〕投票用紙受領 「選挙のお知らせ」受領・点検					-20	-44
3/21	月	-20	-6	-11			ポスター掲示場設置完了					-17	-41
3/22	火	-19	-5	-10			〔県議〕立候補届出関係書類の事前審査 10:00～15:00 区選管事務局					-16	-40
3/23	水	-18	-4	-9	各任命権者への投・開票事務従事の承認依頼							-15	-39
3/24	木	-17	-3	-8			〔市長〕選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧場所の告示期限 - ポスター掲示場設置検収 - 速報リハーサル(第1回)県選管 13:00～16:00	法23			速報リハーサル(第1回)県選管 13:00～16:00	-14	-38
3/26	土	-15	-1	-6	- 選挙人名簿登録者数の報告(県選管へ) - 委員会開催 17:00 委員会 - 直接請求に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示 〔市長〕ポスター掲示場の掲示開始日の告示 〔市長〕立候補届受付リハーサル 15:00 本庁舎2階講堂	自治法74.75.76, 80.81.86, 地裁法8, 合併特例等法4.5 法144の2, 市条1, 市事104	〔市長〕選挙人名簿登録者数の報告(市選管へ) - 委員会開催 〔市長〕不在者投票用紙等の郵送による事前交付開始 〔市長〕ポスター掲示場の設置場所の告示 〔市長〕期日前投票周知用立看板設置(区役所・出張所) 「選挙のお知らせ」発送	法22 令22, 市12.83, 市事18 令53.59の4, 市事47の2 法144の2, 市条1, 市事101 令53.59の4, 市事47の2 令31, 市事25				-12	-36

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市 議 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 議 前 ・ 後
						事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
3/27	日		-14	0	-5	【市長】選挙期日の告示日							-11	-35
						■【市長】選挙長及び同職務代理者の選任告示 法75、令81、市事66 ■【市長】選挙会の場所及び日時の告示 法78、市事69 ■【市長】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 法196、市事161 ■【市長】選挙公報の掲載順序を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 市公条4 ・委員長談話、明推協会長談話 ・【市長】立候補届出状況の報告受理(選挙長から) 法86の4、令92、市事74 ・【市長】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 法130、令108、市事87 ・【市長】出納責任者選任(異動)の届出受理 法180、市事157 ・【市長】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 法197の2 ・【市長】選挙公報掲載文の届出受理 市公規2 ・【市長】選挙公報の掲載順序を定める(じ)の実施 17:20 委員会 [確認団体関係] ・【市長】政治団体の確認申請の受理開始 本庁舎2階講堂 市選管事務局 法201の9、令129の4、市事164 ・【市長】確認書の交付 法201の9、市事164 ・【市長】政治活動用自動車の表示の交付 法201の11、市事166 ・【市長】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 法201の11、市事169 ・【市長】政治活動用ポスターの証拠の交付 法201の11、市事167 ・【市長】政談演説会の開催届出の受理開始 法201の11、令129の5、市事165 ・【市長】確認団体が頒布するものの届出の受理開始 法201の9 ・【市長】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 法201の14、市事171 ・【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)の結果を区選管から報告受理 ●委員会開催 18:00 委員会 立候補届出状況、確認団体申請状況	■【市長】期日前投票所の告示 法75、令81、市事66 ■【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 法78、市事69 ■【市長】開票立会人となるべき者を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 法196、市事161 ■【市長】不在者投票の投票記載場所の告示 市公条4 ・【市長】開票立会人届出受理開始 法86の4、令92、市事74 ・【市長】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(市選管へ) 法130、令108、市事87 ・【市長】ポスター掲示場への掲示開始 法180、市事157 ・【市長】ポスター掲示の便宜供与 法197の2 ・【市長】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間) 市公規2 ・【市長】選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限 市公条4 ・【市長】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで) 法201の9、令129の4、市事164 ・【市長】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 法201の9、市事164 ・【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)の実施 法201の11、市事166 ・【市長】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じ)の結果を市選管へ報告 法201の11、市事167 ・【市長】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 令32、49の7、市事26 ・【市長】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ 令28、49の7	■【市長】選挙長事務取扱場所の告示 市事67 ・【市長】立候補届出(辞退)の受理 8:30～17:00 本庁舎2階講堂 市選管事務局 法86の4 ■【市長】立候補届出者の氏名等の告示 法86の4、市事73 ・【市長】選挙立会人となるべき者を定める(じ)を行う場所及び日時の告示 法76、市事68 ・【市長】候補者の被選挙権調査 市事75 ・【市長】選挙立会人の届出受理開始 法76 ・【市長】候補者の氏名等の報告(市選管)、通知(住所地の区長・区選管) 法86の4、令92、市事74						
3/28	月		-13	1	-4		・【市長】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所 法48の2、49、令50～ ・【市長】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示 法175、令125の4、連56 投票管理者及び同職務代理者打合せ会 15:00 安佐南区 15:30 安芸区					-10	-34	

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	市 議 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前・後	任 期 前・後
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
3/29	火	-12	2	-3	・【市長】選挙公報の印刷 開票事務打合せ会 10:00 委員室		・【市長】公営施設使用の個人演説 会開始 ■【県議】【市議】選挙人名簿選挙時 登録者書面の縦覧場所の告示期 限 投票管理者及び同職務代理人打 合せ会 15:00 中区、東区、南区、 安佐北区、佐伯区	法 161.163、 令112 法23				-9	-33
3/30	水	-11	3	-2	・【市長】選挙公報(補充分)区選管 へ送付		投票管理者及び同職務代理人打 合せ会 15:00 西区					-8	-32
3/31	木	-10	4	-1	・選挙人名簿登録者数の報告(県 選管へ) ●委員会開催 13:30 委員室 ■直接請求に必要な選挙権を有す る者の総数の50分の1、3分の1及 び6分の1の数の告示 ■【市議】ポスター掲示場の掲示開 始日の告示	自治法 74.75.76. 80.81.86. 地教法8、 合併特別 等法4、5 法144の 2、市条 1、市事 104	・【県議】【市議】選挙人名簿 登録基準日・登録日 ・選挙人名簿登録者数の報告(市 選管へ) ●委員会開催 ・【県議】【市議】不在者投票用紙等 の郵送による事前交付開始 ■【県議】【市議】ポスター掲示場の 設置場所の告示 ・「選挙のお知らせ」発送(新規登録 分) ・期日前投票周知用立看板設置 (区役所・出張所) 【県議】【市議】立候補届受付リ ハースル 区役所	法22 令22、事 12.83、市 事18 令53.59 の4、市事 47の2 法144の 2、市条 1、市事 101 令31、市 事25 令53.59 の4、市事 47の2				-7	-31

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 後	市 議 長 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 議 員 後		
						事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令					
4/1		金	-9	5	0	【県議】【市議】 選 挙 期 日 の 告 示 日									-6	-30
						■【市議】選挙長及び同職務代理者の選任告示 ■【市議】選挙会の場所及び日時の告示 ■【市議】選挙運動費用の支出金額の制限額の告示 ■【市議】開票の事務を選挙会の事務と併せて行わない旨の告示 ・委員長談話、明推協会長談話 ・【県議】【市議】立候補届出状況の報告受理(選挙長から) ・【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)の届出の報告受理 ・【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理 ・【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理 【確認団体関係】 ・【市議】政治団体の確認申請の受理開始 市選管事務局 ・【市議】確認書の交付 ・【市議】政治活動用自動車の表示の交付 ・【市議】政談演説会告知用立札・看板の表示の交付 ・【市議】政治活動用ポスターの証拠の交付 ・【市議】政談演説会の開催届出の受理開始 ・【市議】確認団体が頒布するビラの届出の受理開始 ・【市議】確認団体が頒布する同団体機関紙誌の届出の受理開始 ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じの結果を区選管からの報告受理 ●委員会開催 18:00 委員会 ・立候補届出状況 ・確認団体申請状況 ・市広報紙への記事掲載(投票日等)	法75、令81、市事66 法78、市事69 法196、市事161 法79 法86の4、令92、市事74 法130、令108、市事87 法180、市事157 法197の2 法201の9、令129の4、市事164 法201の9、市事164 法201の11、市事166 法201の11、市事169 法201の11、市事167 法201の11、令129の5、市事165 法201の9 法201の14、市事171	■【県議】【市議】投票管理者及び同職務代理者(期日前投票所)の選任告示 ■【県議】【市議】【市長】投票管理者及び同職務代理者(投票所)の選任告示 ■【県議】【市議】【市長】投票所の告示 ■【県議】【市議】期日前投票所の告示 ■【県議】【市議】【市長】投票所の開票時刻の繰り上げ繰り下げの告示 ■【県議】【市議】投票所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じを行う場所及び日時の告示 ■【県議】【市議】【市長】開票管理者及び同職務代理者の選任告示 ■【県議】【市議】【市長】開票の場所及び日時の告示 ■【県議】【市議】開票立会人となるべき者を定める(じを行う場所及び日時の告示 ■【県議】【市議】不在者投票の投票記載場所の告示 ・【県議】【市議】選挙事務所設置(異動)届出の受理開始・同報告(県・市選管へ) ・【県議】【市議】出納責任者選任(異動)の届出受理・同報告(県・市選管へ) ・【県議】【市議】選挙運動に使用する事務員等の届出受理・同報告(県・市選管へ) ・【県議】【市議】開票立会人届出受理開始 ・【県議】【市議】ポスター掲示場への掲示開始 ・【県議】【市議】ポスター掲示の便宜供与 ・【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開催の届出受理開始 ・【県議】【市議】選挙人名簿選挙時登録者書面の縦覧(1日間) ・【県議】【市議】選挙人名簿選挙時登録に係る異議申出期限 ・【県議】【市議】選挙人名簿抄本の閲覧中断(選挙期日後5日に当たる日まで)(市長選挙期間中のため既に中断) ・【県議】【市議】【市長】投票管理者及び開票管理者へ候補者の氏名等の通知 ・【県議】【市議】【市長】投票所開票時刻変更について関係投票管理者への通知及び県選管への届出 ・【県議】【市議】期日前投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者へ通知 ・【県議】【市議】期日前投票所及び不在者投票記載場所の設置 ・【県議】【市議】投票用紙及び抄本(電子データ)等を投票管理者(期日前投票所)へ引継ぎ ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じの実施 17:20 県議 17:50 市議 ・【県議】【市議】投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(じの結果を市選管へ報告 ・市広報紙(区版)への記事掲載(投票日・投票所等)	法37.48の2、令25.49の7、市事20.45の2 法37、令25、市事20 法41、市事24 法41.48の2、市事24.45の2 法40、市事23 法175、連56、市事156 法61、令68、市事51 法64 法62、市事52 法33、市事46 法130、令108、市事87 法180、市事157 法197の2 法62、市事53 法144の2、市事104 令111の2、市事107 法163、令112 法23 法24 法29 令92 法40 法38.48の2、令27.49の7、市事21.45の2 令32.48の7、市事26 令28.49の7 法175、連56	■県選管 【市議】選挙期日の告示(県議選と縦の同時選挙) 市事67 法86の4 法86の4、市事73 法76、市事68 市事75 法76 法86の4、令92、市事74						

月 日	曜 日	期 日 前・後	告 示 前・後	告 示 前・後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前・後	任 期 前・後
					事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
4/2	土	-8	6	1			・【県議】【市議】期日前投票及び不在者投票開始 8:30～20:00 区役所・出張所 ・【県議】【市議】期日前投票所及び区選管委員長が管理する不在者投票記載場所内に候補者の氏名等を掲示	法48の2、49、令50 法175、令125の4、運56				-5	-29
4/3	日	-7	7	2	・【市長】選挙公報を新聞折込により配布 (中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経) ・街頭啓発(白ばらキャラバン隊)		・【県議】【市議】公営施設使用の個人演説会開始	法161、163、令112				-4	-28
4/4	月	-6	8	3	・市内の幼稚園・保育園にお面の配付(白ばらキャラバン隊)		開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 中区、安佐南区				・市区速報結果報告事務打合せ会 10:30 県庁	-3	-27
4/5	火	-5	9	4			開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 東区、南区、西区、安佐北区 15:30 安芸区 ・【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任についての内申期限 ・速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～16:00	市事21			・速報リハーサル(第2回)県選管 13:00～16:00	-2	-26
4/6	水	-4	10	5	・街頭啓発(白ばらキャラバン隊)		・委員会開催(告示日選任の投票立会人以外を選任) ・重度身体障害者の郵便による不在者投票の投票用紙等の請求期限 ・【県議】【市議】【市長】選挙事務所閉鎖について通知(投票所から300m内にあるもの) 開票事務打合せ会(進行指揮者、班長) 15:00 佐伯区	令59の4 法132				-1	-25
4/7	木	-3	11	6	・(補充立候補の場合)区選管から掲載順序の報告受理		・【県議】【市議】【市長】投票所の投票立会人の選任について本人及び投票管理者への通知期限 ・【県議】【市議】【市長】開票立会人届出期限 ・【県議】【市議】【市長】開票立会人を定める(くじ 県議 17:20 市議 17:30 市長 17:40 ・【県議】【市議】【市長】開票立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人及び開票管理者への通知 ・(補充立候補の場合)投票記載所に掲示する候補者の氏名等の掲載順序を定める(くじ(掲載順序の結果を市選管へ報告) 県議 18:10 市議 18:30 ・【県議】【市議】【市長】公営施設使用の個人演説会開催申出受理最終日	法38、令27、市事21 法62、令69、市事53 法62 法62、令70の2、市事54、55 法175、運56 法163	・【県議】【市議】【市長】選挙立会人の届出期限 ・【県議】【市議】【市長】選挙立会人を定める(くじ 県議 17:50(区) 市議 18:00(区) 市長 17:30(市) ・【県議】【市議】【市長】選挙立会人が3人に満たない場合の補充選任、本人への通知	法76、令82 法76 法76	・【市長】任期満了日	0	-24
4/8	金	-2	12	7	・【市長】選挙公報の配布期限	法170、市公案5	・【市長】選挙公報の配布期限	法170、市公案5				1	-23
4/9	土	-1	13	8	【県議】【市議】【市長】選挙運動最終日							2	-22
					・ 宣伝車による投票の呼びかけ ・ 街頭啓発(白ばらキャラバン隊) ・ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数の速報受理		・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票・不在者投票 最終日 ・ 街頭啓発 投票総参加の呼びかけ 各区繁華街で 啓発物資を配布 ・ 【県議】【市議】【市長】投票所設営 ・ 【県議】【市議】【市長】開票所設営 ・ 【県議】【市議】【市長】当日有権者予定者数を市選管へ速報 ・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票を投票管理者(期日前投票所)から受領 ・ 【県議】【市議】【市長】投票用紙、抄本(電子データ)、氏名掲示紙等を投票管理者(投票所)へ引継ぎ	法48の2、49、令50 令32、市事26 法55、48の2、令49の10 令28					

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 長	市 議 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 議 前 ・ 後
						事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
4/10	日		0	14	9	【県議】【市議】【市長】選 挙 期 日						3	-21	
							● 委員会開催 (投票票)							
						・ 投票状況速報受理(1時間毎及び結果)	・ 投票状況を市選管へ速報(1時間毎及び結果)	事52、市 事43 法40						
						・ 投票時間 7:00～20:00 投票時間変更の投票所 南 区 似 島 6:00～18:00	・ 投票時間 7:00～18:00 金 輪 7:00～18:00 佐伯区 第二十一 7:00～18:00 上多田 7:00～18:00							
						・ 宣伝車による投票の呼びかけ(宣伝車11台による巡回啓発)	・ 投票区数 広島市計274区 中区 23区、東区 22区 南区 33区、西区 37区 安佐南区 39区 安佐北区 60区 安芸区 17区 佐伯区 43区							
						・ 【県議】【市議】【市長】不在者投票 転送(広島中央郵便局から) 17:30、18:30	・ 【県議】【市議】【市長】投票所内に 候補者の氏名等を掲示 ・ 【県議】【市議】【市長】投票所入口 から300m内にある選挙事務所の 閉鎖命令 ・ 【県議】【市議】【市長】不在者投票 及び同調書を指定投票区の投票 管理者へ送致 ・ 【県議】【市議】【市長】期日前投票 を開票管理者へ送致	法175、通 56 法134 令60.61 法55.48 の2						
						● 委員会開催 22:00 委員会室	・ 【県議】【市議】【市長】投票箱等 (投票所及び期日前投票所)送致 物受付 ・ 【県議】【市議】【市長】開票開始時 刻 21:20	法55.48 の2 法64						
						・ 【県議】【市議】【市長】開票状況速 報受理(22:00から30分毎及び結 果)	・ 【県議】【市議】【市長】開票状況 (22:00から30分毎及び結果)を速 報(県選管・市選管へ) ・ 開票の場所 中 区 広島市立国泰寺中学校 東 区 広島市立二葉中学校 南 区 広島市立広島工業高等学校 西 区 広島市立観音中学校 安佐南区 広島市立沼田高等学校 安佐北区 広島市立安佐北高等学校 安芸区 広島市立矢野中学校 佐伯区 広島市立五日市中学校	法66、市 事62 法63						
4/11	月		1	15	10	・ 【市議】【市長】開票録写し・開票 結果・選挙結果の報告書を検収 ・ 【市議】【市長】当選人決定の報告 を受理	市事77 法101の 3、市事77	・ 【県議】【市議】【市長】選挙結果の 記録整理 ・ 【市長】選挙結果を市選管に報告 (9:00まで) 開票録写し 開票結果の報告書	事77、市 事77	● 【県議】【市議】選挙会開催 10:00 区役所 ● 【市長】選挙会開催 10:00 委員会室	法78 法78		4	-20
						・ 【市議】【市長】選挙録等の受理	法83、令 85、市事 77	・ 【県議】【市議】選挙結果を県選 管・市選管に報告(11:30まで) 開票録写し 開票結果の報告書	事77、市 事77	・ 【県議】【市議】【市長】開票 録写し・開票結果の報告書を検 収	法66 、80、令 74	・ 県選管 【県議】開票録写し・ 開票結果・選挙結果 の報告書を検収、当 選人の決定報告・選 挙録等受理		
						● 委員会開催 (市長)当選人の氏名・住所 10:30 委員会 市議)当選人の氏名・住所 14:00 委員会		・ 投・開票所器材撤収及び整理		・ 【県議】【市議】【市長】選挙 録の作成	法83			
						■ 【市議】【市長】当選人の氏名・住 所の告示	法101の 3、市事78			・ 【県議】【市議】【市長】当選 人決定の報告	法101の 3、市事76、 市事77			
						・ 【市長】当選告知及び当選証書付 与 11:30 会議室	法101の3 、105	・ 【県議】【市議】当選告知及び当選 証書付与(伝達) 県議 15:00 市議 15:30	法101の3 、105	・ 【県議】【市議】【市長】選挙 録等の送付	法83、令 85、市事 77			
						・ 【市議】【市長】当選人決定及び当 選等に関する報告(県知事、県選 管)	法108	・ ポスター掲示場撤去開始						
4/12	火		2	16	11	・ 礼状発送		・ 礼状発送					5	-19
4/13	水		3	17	12			・ ポスター掲示場撤去に伴う検収					6	-18
4/25	月		15	29	24	・ 【市議】【市長】選挙の効力に関す る異議申出期限	法202					・ 【県議】選挙の効力に 関する異議申出期限	18	-6
						・ 【市議】【市長】当選の効力に関す る異議申出期限	法206					・ 【県議】当選の効力に 関する異議申出期限		
						・ 【市議】【市長】選挙運動費用収支 報告書提出期限	法189	・ 【県議】【市議】選挙運動費用収支 報告書を県選管・市選管へ送付 (随時)		・ 【県議】【市議】【市長】供託 書選付開始	法93	・ 【県議】選挙運動費 用収支報告書提出 期限	19	-5
4/26	火		16	30	25									

月	日	曜	期 日 前 ・ 後	告 示 前 ・ 長	市 議 前 ・ 後	市選管の行う事務		区選管の行う事務		選挙長の行う事務		備 考	任 期 前 ・ 後	市 議 前 ・ 後
						事 項	根拠法令	事 項	根拠法令	事 項	根拠法令			
4/29	金	19	33	28								・〔県議〕任期満了日	22	-2
5/1	日	21	35	30								・〔市議〕任期満了日	24	0

凡 例

法 = 公職選挙法 令 = 公職選挙法施行令 規 = 公職選挙法施行規則 市市 = 広島市公職選挙事務取扱規程

事 = 公職選挙事務取扱規程 運 = 公職選挙法による選挙運動等に関する規程

市条 = 広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

市公条 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例 市公規 = 広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程

地自法 = 地方自治法 地自令 = 地方自治法施行令 地教法 = 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

特例法 = 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

特例法施行令 = 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

3 投票区及び開票区

今回の選挙における投票区は274、開票区は8である。

投票所・開票所にあてた施設の内訳及び名称等は、次のとおりである。

(1) 投票所等にあてた施設の内訳

区 名	投票 区数	選挙当日投票所にあてた施設の内訳								期日前投票所 及び不在者投 票記載場所 にあてた施設の 内訳	
		学 校	うち、 幼稚園	保育園	公民館	集会所	区役所 等	市関係 建 物	その他	区役所 等	市関係 建 物
中	23	21	3	—	—	2	—	—	—	1	—
東	22	10	1	—	3	5	1	3	—	2	—
南	33	18	3	2	—	10	—	3	—	1	—
西	37	18	—	1	2	15	—	1	—	1	—
安佐南	39	18	—	—	5	15	1	—	—	4	—
安佐北	60	17	—	—	—	38	1	2	2	3	1
安 芸	17	3	—	3	2	3	1	4	1	4	—
佐 伯	43	9	—	5	9	18	1	1	—	2	—
市 計	274	114	7	11	21	106	5	14	3	18	1

(2) 選挙当日投票所にあてた施設の名称及び所在地

〔中区〕		★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区
投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白島第一	安田学園体育館 1 階	広島市中区白島北町 1 番 4 1 号
白島第二	白島小学校体育館	広島市中区西白島町 2 6 番 3 号
基町	基町幼稚園	広島市中区基町 2 0 番 3 号
幟町	幟町小学校体育館	広島市中区幟町 3 番 1 0 号
堀川	中央新天地集会所	広島市中区新天地 7 番 9 号
袋町	袋町小学校 1 階ワークスペース	広島市中区袋町 6 番 3 6 号
★大手	広島特別支援学校(旧広島養護学校)体育館	広島市中区大手町四丁目 4 番 4 号
竹屋	竹屋小学校体育館	広島市中区鶴見町 8 番 4 9 号
国泰寺	国泰寺中学校美術教室	広島市中区国泰寺町一丁目 1 番 4 1 号
千田第一	千田小学校体育館	広島市中区東千田町二丁目 1 番 3 4 号
千田第二	千田スポーツ会館	広島市中区千田町三丁目 1 0 番 8 号
中島	中島小学校体育館	広島市中区加古町 1 0 番 8 号
吉島第一	吉島小学校体育館	広島市中区吉島西三丁目 4 番 6 0 号
吉島第二	吉島東小学校体育館	広島市中区吉島東三丁目 2 番 7 号
吉島第三	吉島幼稚園	広島市中区光南二丁目 1 4 番 1 2 号
広瀬	広瀬小学校体育館	広島市中区広瀬町 2 番 8 号
本川	本川小学校体育館	広島市中区本川町一丁目 5 番 3 9 号
神崎	神崎小学校体育館	広島市中区舟入中町 1 番 3 6 号
舟入東	舟入高等学校北棟 1 階	広島市中区舟入南一丁目 4 番 4 号
舟入西	舟入小学校体育館	広島市中区舟入南二丁目 9 番 4 8 号
江波第一	江波中学校体育館	広島市中区江波西一丁目 1 番 1 3 号
江波第二	江波小学校体育館	広島市中区江波南二丁目 2 番 5 3 等
江波第三	栄光幼稚園	広島市中区江波西二丁目 3 2 番 1 号
投票区数		23

〔東区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
温品第一	温品小学校体育館	広島市東区温品七丁目8番8号
温品第二	広島市東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
上温品第一	広島市温品福祉センター	広島市東区上温品一丁目24番1号
上温品第二	菰口集会施設	広島市東区温品町1988番地
馬木第一	馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地の4
馬木第二	福木小学校体育館	広島市東区馬木九丁目1番2号
福田	福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地の1
戸坂第一	戸坂小学校体育館	広島市東区戸坂出江二丁目1番1号
戸坂第二	東浄小学校体育館	広島市東区中山新町二丁目8番1号
戸坂第三	広島市戸坂福祉センター	広島市東区戸坂大上一丁目4番22号
戸坂第四	広島県立広島中央特別支援学校(旧盲学校)体育館	広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
中山第一	中山集会所	広島市東区中山中町11番2号
中山第二	広島市中山福祉センター	広島市東区中山南一丁目5番39号
牛田第一	あやめ幼稚園	広島市東区牛田中二丁目7番34号
牛田第二	牛田小学校体育館	広島市東区牛田旭一丁目14番45号
牛田第三	牛田新町集会所	広島市東区牛田新町一丁目3番31号
牛田第四	早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
二葉	二葉集会所	広島市東区二葉の里一丁目7番22号
愛宕	若草集会所	広島市東区若草町10番25号
★尾長第一	尾長小学校体育館	広島市東区山根町21番10号
尾長第二	二葉中学校金工室	広島市東区光町二丁目15番8号
矢賀	矢賀小学校体育館	広島市東区矢賀二丁目10番67号
投票区数	22	

〔南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
荒神	荒神町小学校体育館	広島市南区西蟹屋三丁目7番27号
大州	大州保育園	広島市南区大州三丁目9番31号
青崎	青崎小学校体育館	広島市南区青崎一丁目15番51号
向洋	向洋集会所	広島市南区向洋中町5番16号
向洋新町	向洋新町会館	広島市南区向洋新町一丁目6番1号
段原第一	比治山会館	広島市南区段原日出一丁目13番22号
段原第二	段原東集会所	広島市南区段原四丁目3番16号
段原第三	みみょう幼稚園	広島市南区段原南一丁目5番3号
段原第四	段原小学校体育館	広島市南区の場町二丁目4番19号
比治山	安芸幼稚園	広島市南区比治山本町12番60号
東雲第一	比治山小学校体育館	広島市南区上東雲町28番28号
東雲第二	東雲会館	広島市南区東雲二丁目9番26号
出汐	出汐会館	広島市南区出汐一丁目5番12号
霞町	比治山女子高等学校	広島市南区西霞町5番16号
旭町	大河小学校体育館	広島市南区旭一丁目8番1号
★皆実	皆実小学校体育館	広島市南区皆実町一丁目15番32号
翠町第一	親和幼稚園	広島市南区翠二丁目3番1号
翠町第二	翠町中学校格技場	広島市南区翠四丁目15番1号
翠町第三	広大附属中・高1階教室	広島市南区翠一丁目1番1号
仁保	仁保小学校体育館	広島市南区仁保新町二丁目8番30号
黄金山	黄金山小学校体育館	広島市南区北大河町35番1号
大河	大河保育園	広島市南区北大河町15番16号
刈崎	仁保緑地仮設投票所	広島市南区仁保二丁目4番
楠那	楠那小学校体育館	広島市南区楠那町5番7号
宇品第一	宇品体育館	広島市南区宇品海岸三丁目6番54号
宇品第二	宇品小学校体育館	広島市南区宇品御幸四丁目5番11号
宇品第三	宇品東小学校体育館	広島市南区宇品東七丁目11番8号
宇品第四	宇品中学校柔剣道場	広島市南区宇品東五丁目1番51号
宇品第五	宇品西公園仮設投票所(宇品集会所の東隣)	広島市南区宇品御幸二丁目6番
元宇品	元宇品会館	広島市南区元宇品町13番18号

出島	広島市出島福祉センター	広島市南区出島一丁目3番1号
似島	似島集会所	広島市南区似島町家下7番地の7
金輪	金輪島集会所	広島市南区宇品町字金輪島3番地の9
投票区数	33	

〔西区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
向地	向地公民館	広島市西区大芝三丁目10番3号
大芝北	大芝集会所	広島市西区大芝一丁目13番21号
大芝南	大芝小学校体育館	広島市西区大芝一丁目25番18号
三篠第一	三篠小学校体育館	広島市西区三篠町一丁目9番25号
三篠第二	横川会館	広島市西区横川町二丁目1番1号
三滝	三滝本町集会所	広島市西区三滝本町二丁目16番25号
中広	中広中学校体育館	広島市西区中広町三丁目1番41号
天満	天満小学校体育館	広島市西区天満町1番27号
福島	西地域交流センター（旧 西隣保館）	広島市西区福島町一丁目19番12号
観音	観音小学校体育館	広島市西区観音本町二丁目1番26号
★南観音第一	観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
南観音第二	南観音小学校体育館	広島市西区南観音六丁目5番45号
南観音第三	観音新町会館	広島市西区観音新町三丁目8番40号
新庄	新庄集会所	広島市安佐南区長束四丁目19番28号
己斐第一	己斐集会所（己斐本町会館）	広島市西区己斐本町二丁目3番4号
己斐第二	己斐小学校体育館	広島市西区己斐上二丁目1番1号
己斐第三	己斐上集会所（己斐峠入口バス停東側）	広島市西区己斐上一丁目14番5号
己斐第四	己斐東学区会館（さくら保育所向側）	広島市西区己斐中三丁目46番5号
己斐第五	己斐上小学校体育館	広島市西区己斐上六丁目455番地
己斐第六	己斐中学校体育館	広島市西区己斐上三丁目35番1号
己斐第七	己斐上五丁目集会所	広島市西区己斐上五丁目26番11号
庚午北	庚午北集会所	広島市西区庚午北二丁目14番1号
庚午中	庚午中三丁目集会所	広島市西区庚午中三丁目3番15号
庚午	庚午中学校武道場	広島市西区庚午中四丁目12番48号
高須第一	古田保育園	広島市西区古江東町1番17号
高須第二	高須小学校体育館	広島市西区高須四丁目16番1号
古田	古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
山田	山田小学校体育館	広島市西区山田新町二丁目21番1号
草津	草津小学校体育館	広島市西区草津東二丁目12番1号
鈴が峰	鈴が峰小学校体育館	広島市西区鈴が峰町3番2号
田方第一	田方集会所	広島市西区田方一丁目20番21号
田方第二	田方上集会所	広島市西区田方二丁目6番12号
井口明神	井口明神小学校体育館	広島市西区井口明神一丁目13番1号
井口台	井口台小学校体育館	広島市西区井口台三丁目5番1号
井口第一	井口集会所	広島市西区井口二丁目1番4号
井口第二	井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
井口第三	鈴峯女子中・高等学校講堂ロビー	広島市西区井口四丁目7番1号
投票区数	37	

〔安佐南区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
川内	川内小学校体育館	広島市安佐南区川内五丁目40番1号
八木第一	鳴渡場集会所	広島市安佐南区八木町272番地の1
八木第二	八木小学校体育館	広島市安佐南区八木九丁目17番1号
八木第三	梅林小学校体育館	広島市安佐南区八木三丁目3番9号
緑井第一	佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
緑井第二	緑井小学校体育館	広島市安佐南区緑井四丁目31番1号
安古市第一	東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
安古市第二	中筋会館	広島市安佐南区中筋一丁目4番18号
★安古市第三	古市小学校体育館	広島市安佐南区古市二丁目21番1号
安古市第四	古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号

安古市第五	大町集会所	広島市安佐南区大町東三丁目7番25-6号
安古市第六	安東小学校体育館	広島市安佐南区安東一丁目28番1号
安古市第七	上安公会堂	広島市安佐南区上安一丁目3番19号
安古市第八	安小学校体育館	広島市安佐南区上安二丁目7番56号
安古市第九	安西小学校体育館	広島市安佐南区高取南二丁目18番1号
安古市第十	安北小学校体育館	広島市安佐南区高取北二丁目30番1号
安古市第十一	上安小学校体育館	広島市安佐南区上安五丁目21番52号
安古市第十二	毘沙門台小学校体育館	広島市安佐南区毘沙門台三丁目1番1号
安古市第十三	広島中央グリーンハイツ集会所	広島市安佐南区安東七丁目22番2号
安古市第十四	高長集会所	広島市安佐南区高取北四丁目4番14号
安古市第十五	弘億団地第一自治会館	広島市安佐南区安東四丁目26番27号
安古市第十六	安東亜ハイツ集会所	広島市安佐南区相田七丁目27番3号
祇園第一	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
祇園第二	祇園小学校体育館	広島市安佐南区祇園三丁目1番27号
祇園第三	山本小学校体育館	広島市安佐南区山本三丁目13番1号
祇園第四	長東西集会所	広島市安佐南区長東西三丁目2番3号
祇園第五	長東小学校体育館	広島市安佐南区長東四丁目15番1号
祇園第六	原南小学校体育館	広島市安佐南区西原二丁目19番23号
祇園第七	原小学校体育館	広島市安佐南区西原六丁目29番6号
祇園第八	東原中学校柔剣道場	広島市安佐南区東原三丁目8番1号
沼田第一	戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3
沼田第二	上吉山集会所	広島市安佐南区沼田町大字吉山1393番地の1
沼田第三	阿戸集会所	広島市安佐南区沼田町大字阿戸1416番地の1
沼田第四	奥畑集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴1126番地
沼田第五	伴中央集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴3511番地
沼田第六	下伴集会所	広島市安佐南区沼田町大字伴9303番地の1
沼田第七	大塚集会所	広島市安佐南区沼田町大字大塚3055番地の10
沼田第八	沼田公民館	広島市安佐南区沼田町大字伴5697番地
沼田第九	大塚小学校体育館	広島市安佐南区大塚西六丁目1番1号
投票区数		39

〔安佐北区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
白木第一	志屋西集会所	広島市安佐北区白木町大字志路2877番地
白木第二	志屋小学校体育館	広島市安佐北区白木町大字志路3890番地の1
白木第三	井原会館	広島市安佐北区白木町大字井原4442番地の2
白木第四	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
白木第五	檜山集会所	広島市安佐北区白木町大字市川6364番地の1
白木第六	上三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田9063番地の3
白木第七	三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田2218番地の1
白木第八	下三田集会所	広島市安佐北区白木町大字三田5826番地
狩留家	狩留家集会所	広島市安佐北区狩留家町3144番地
上深川	上深川コミュニティー施設	広島市安佐北区上深川町754番地
小河原	小河原町民センター	広島市安佐北区小河原町789番地の1
深川第一	深川小学校体育館	広島市安佐北区深川五丁目12番1号
深川第二	上庄会館	広島市安佐北区深川三丁目24番10号
亀崎	亀崎小学校体育館	広島市安佐北区亀崎四丁目2番1号
真亀	落合中学校体育館	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号
倉掛	倉掛小学校体育館	広島市安佐北区倉掛一丁目13番1号
落合第一	諸木会館	広島市安佐北区落合南八丁目27番2号
落合第二	落合東小学校体育館	広島市安佐北区落合四丁目13番1号
落合第三	玖村会館	広島市安佐北区落合二丁目41番26号
落合第四	落合小学校体育館	広島市安佐北区落合南二丁目13番1号
口田第一	口田東小学校体育館	広島市安佐北区口田二丁目1番1号
口田第二	矢口が丘集会所	広島市安佐北区口田南九丁目19番11号
口田第三	口田小学校体育館	広島市安佐北区口田南二丁目7番2号
口田第四	口田南集会所	広島市安佐北区口田南二丁目21番23号
大林第一	檜山会館	広島市安佐北区大林町2584番地の2

大林第二	大林小学校体育館	広島市安佐北区大林四丁目14番1号
三入第一	三入小学校体育館	広島市安佐北区三入三丁目12番1号
三入第二	桐原公会堂	広島市安佐北区可部町大字桐原1480番地の1
三入第三	桐陽台コミュニティセンター	広島市安佐北区三入東一丁目30番20号
南原	南原公会堂	広島市安佐北区可部町大字南原388番地の1
綾ヶ谷第一	東綾ヶ谷公会堂	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷527番地の5
綾ヶ谷第二	綾西集会所（綾西会館）	広島市安佐北区可部町大字綾ヶ谷1859番地
勝木第一	行森説教場	広島市安佐北区可部町大字勝木2545番地の1
勝木第二	中河内集会所	広島市安佐北区可部町大字勝木521番地の1
亀山第一	河戸会館	広島市安佐北区亀山二丁目21番11号
亀山第二	虹山集会所	広島市安佐北区亀山南五丁目4番6号
亀山第三	亀山小学校体育館	広島市安佐北区亀山五丁目42番11号
可部第一	可部中学校武道場	広島市安佐北区可部七丁目2番1号
可部第二	安佐北区総合福祉センター	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
★可部第三	可部小学校体育館	広島市安佐北区可部四丁目9番1号
可部第四	下の浜集会所	広島市安佐北区可部南五丁目1番2号
可部第五	中島会館	広島市安佐北区可部南一丁目1番39号
可部第六	可部南集会所	広島市安佐北区可部東二丁目25番3号
安佐第一	久地南小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台55番1号
安佐第二	久地集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地甲4492番地
安佐第三	宇賀地区集会所	広島市安佐北区安佐町大字久地8058番地の1
安佐第五	後山集会所	広島市安佐北区安佐町大字後山1411番地の5
安佐第六	毛木集会所	広島市安佐北区安佐町大字毛木761番地
安佐第七	宮野集会所	広島市安佐北区安佐町大字宮野73番地の1
安佐第八	筒瀬集会所	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬459番地の3
安佐第九	安佐小河内集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地の3
安佐第十	小峠集会所	広島市安佐北区安佐町大字小河内1217番地
安佐第十一	西部会館	広島市安佐北区安佐町大字小河内6080番地の2
安佐第十二	東谷上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張760番地の3
安佐第十三	鈴張集会所1階ホール(元農協購買部)	広島市安佐北区安佐町大字鈴張2025番地の1
安佐第十四	西上会館	広島市安佐北区安佐町大字鈴張4058番地の3
安佐第十五	正念寺	広島市安佐北区安佐町大字飯室1280番地
安佐第十六	飯室小学校体育館	広島市安佐北区安佐町大字飯室1544番地
安佐第十七	安佐北区役所安佐出張所仮設投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
あさひが丘	日浦小学校体育館	広島市安佐北区あさひが丘七丁目12番1号
投票区数		60

〔安芸区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
畑賀	広島市畑賀福祉センター	広島市安芸区畑賀三丁目30番14号
中野第一	ケアハウス安芸中野	広島市安芸区中野三丁目9番5号
中野第二	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
中野第三	中野東小学校体育館	広島市安芸区中野五丁目11番1号
瀬野	広島市瀬野福祉センター	広島市安芸区瀬野一丁目4番19号
上瀬野	上瀬野南第一公園仮設投票所	広島市安芸区上瀬野南二丁目11番
阿戸第一	阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
阿戸第二	第五区集会所	広島市安芸区阿戸町5460番地の1
船越	船越小学校体育館	広島市安芸区船越五丁目22番11号
★船越南	北鴻治集会所(北鴻治会館)	広島市安芸区船越南三丁目25番31号
船越西	船越西部保育園	広島市安芸区船越一丁目41番9号
矢野第一	広島市矢野福祉センター	広島市安芸区矢野西六丁目12番1号
矢野第二	矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
矢野第三	矢野中央保育園	広島市安芸区矢野東五丁目9番2号
矢野第四	矢野西保育園	広島市安芸区矢野西四丁目11番12号
矢野第五	寺屋敷集会所	広島市安芸区矢野町740番地の3
矢野第六	矢野南小学校体育館	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
投票区数		17

〔佐伯区〕

★は指定投票区、その他の投票区は指定関係投票区

投票区名	選挙当日投票所施設名	所在地
★第一	佐伯区役所	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
第二	吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
第三	五日市小学校体育館	広島市佐伯区五日市三丁目1番1号
第四	皆賀会館	広島市佐伯区皆賀四丁目6番5号
第五	五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
第六	五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号
第七	五日市中央小学校体育館	広島市佐伯区五日市中央三丁目12番1号
第八	楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
第九	美の里保育園	広島市佐伯区美の里二丁目1番9号
第十	三筋保育園	広島市佐伯区三筋二丁目2番14号
第十一	五日市観音小学校体育館	広島市佐伯区三宅四丁目10番1号
第十二	五日市観音中学校多目的ホール	広島市佐伯区坪井三丁目88番地
第十三	五日市中央北保育園	広島市佐伯区五日市中央七丁目8番43号
第十四	八幡小学校体育館	広島市佐伯区八幡二丁目2番1号
第十五	八幡東保育園	広島市佐伯区八幡東三丁目18番3号
第十六	三和中学校体育館	広島市佐伯区利松三丁目10番1号
第十七	新宮山荘	広島市佐伯区五日市町大字石内940番地の2
第十八	石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1
第十九	五月が丘小学校体育館	広島市佐伯区五月が丘二丁目22番1号
第二十	河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
第二十一	白川集会所	広島市佐伯区五日市町大字下河内1217番地の1
第二十二	五日市駅前保育園	広島市佐伯区五日市駅前一丁目1番3号
第二十三	美鈴が丘東街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘東三丁目19番2号
第二十四	薬師が丘第一集会所	広島市佐伯区薬師が丘二丁目2番13号
第二十五	美鈴が丘西街区集会所	広島市佐伯区美鈴が丘西三丁目6番1号
第二十六	五日市東小学校体育館	広島市佐伯区皆賀二丁目3番1号
第二十七	藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
第二十八	東観音台第一集会所	広島市佐伯区観音台二丁目20番18号
第二十九	彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
第三十	五月が丘五丁目集会所	広島市佐伯区五月が丘五丁目21番30号
葛原	葛原集会所	広島市佐伯区湯来町大字葛原707番地
白砂	重光集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂966番地1
河内原	八幡原中央集会所	広島市佐伯区湯来町大字白砂2798番地6
川角	湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷甲13番地1
伏谷	伏谷文化センター	広島市佐伯区湯来町大字伏谷1874番地5
杉並台	杉並台コミュニティセンター	広島市佐伯区杉並台26番13号
上多田	みどり会館	広島市佐伯区湯来町大字多田523番地1
中多田	湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
打尾谷	さつき会館	広島市佐伯区湯来町大字多田甲1804番地
菅沢	菅沢集会所	広島市佐伯区湯来町大字菅沢422番地1
和田	下和田集会所	広島市佐伯区湯来町大字和田1021番地3
麦谷	湯来農村環境改善センター	広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
下	下地区集会所	広島市佐伯区湯来町大字下1241番地
投票区数	43	

(注) 選挙当日投票所の開所時刻は午前7:00、閉所時刻は午後8:00である。なお、次の投票所は、投票時間の繰り上げ・繰り下げを行った。

区名	投票区名	選挙当日投票所施設名	投票時間
南	似島投票区	似島集会所	午前6:00～午後6:00
	金輪投票区	金輪島集会所	午前7:00～午後6:00
佐伯	第二十一投票区	白川集会所	午前7:00～午後6:00
	上多田投票区	みどり会館	午前7:00～午後6:00

(3) 期日前投票所及び不在者投票記載場所にあてた施設の名称及び所在地

区 分	開設期間
広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙	平成23年4月2日から平成23年4月9日まで
広島市長選挙	平成23年3月28日から平成23年4月9日まで

区 名	期日前投票所等施設名	所在地
中	中区役所3階第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
東	東区役所3階第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
	東区役所温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号
南	南区役所4階第4会議室	広島市南区皆実町一丁目5番44号
西	西区役所2階第1会議室	広島市西区福島町二丁目2番1号
安佐南	安佐南区役所1階第2会議室	広島市安佐南区古市一丁目33番14号
	安佐南区役所佐東出張所	広島市安佐南区緑井六丁目29番28号
	安佐南区役所祇園出張所	広島市安佐南区祇園二丁目48番7号
	安佐南区役所沼田出張所	広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地1
安佐北	安佐北区役所1階第1会議室	広島市安佐北区可部四丁目13番13号
	安佐北区役所白木出張所	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
	安佐北区役所高陽出張所	広島市安佐北区深川五丁目13番7号
	安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所	広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
安 芸	安芸区役所3階第1会議室	広島市安芸区船越南三丁目4番36号
	安芸区役所中野出張所	広島市安芸区中野三丁目20番9号
	安芸区役所阿戸出張所	広島市安芸区阿戸町6257番地の2
	安芸区役所矢野出張所	広島市安芸区矢野東五丁目7番18号
佐 伯	佐伯区役所6階604会議室	広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
	佐伯区役所湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字和田166番地

(注) 期日前投票所の開所時刻は午前8:30、閉所時刻は午後8:00である。

(4) 開票所にあてた施設の名称及び所在地

区 名	開票所施設名	所在地
中	市立国泰寺中学校体育館	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号
東	市立二葉中学校体育館	広島市東区光町二丁目15番8号
南	市立広島工業高等学校体育館	広島市南区東本浦町1番18号
西	市立観音中学校体育館	広島市西区南観音三丁目4番6号
安佐南	市立沼田高等学校体育館	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号
安佐北	市立安佐北高等学校体育館	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号
安 芸	市立矢野中学校体育館	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号
佐 伯	市立五日市中学校体育館	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号

4 選挙人名簿登録者数

(1) 広島市長選挙に係る選挙時登録

今回の広島市長選挙にかかる選挙時登録は、広島市選挙管理委員会の定めるところにより、次のとおり行われた。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成23年3月26日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月10日）により
算定

区 名	平成23年3月26日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
中	47,829	57,359	105,188
東	45,897	50,809	96,706
南	54,194	57,256	111,450
西	70,857	77,462	148,319
安佐南	86,890	91,364	178,254
安佐北	59,034	65,270	124,304
安 芸	31,116	31,987	63,103
佐 伯	52,481	56,731	109,212
広島市 計	448,298	488,238	936,536

② 登録の日

平成23年3月26日

③ 縦覧期間

平成23年3月27日

(2) 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に係る選挙時登録

今回の広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙にかかる選挙時登録は、次のとおり行われた。

これにより、新たに登録された者は、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙はもとより、広島市長選挙も投票することができる。

① 被登録資格の決定の基準となる日

平成23年3月31日

ただし、年齢については、
選挙期日（4月10日）により
算定

区 名	平成23年3月31日現在の選挙人名簿登録者数		
	男	女	計
中	47,813	57,347	105,160
東	45,883	50,801	96,684
南	54,180	57,257	111,437
西	70,833	77,444	148,277
安佐南	86,876	91,359	178,235
安佐北	59,026	65,256	124,282
安 芸	31,110	31,981	63,091
佐 伯	52,473	56,728	109,201
広島市 計	448,194	488,173	936,367
広島県 計	1,111,944	1,216,571	2,328,515

② 登録の日

平成23年3月31日

③ 縦覧期間

平成23年4月1日

5 選挙長及び開票管理者等

(1) 選挙長及び同職務代理者等

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 名	選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開閉時刻
中	安村 和幸	三村 義雄	広島市中区役所 2階第1会議室	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分
東	前川 秀雅	西村 博蔵	広島市東区役所 3階第3会議室	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分
南	大原 貞夫	大磯 弘志	広島市南区役所 3階第3会議室	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分
西	爲末 和政	増川 一幸	広島市西区役所 2階区長応接室	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分
安佐南	山田 延廣	川添 泰宏	広島市安佐南区役所 4階講堂	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分
安佐北	秦 清	梅本 裕久	広島市安佐北区役所 4階講堂	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時15分
安 芸	荒井 秀則	山本 秀子	広島市安芸区役所 5階講堂	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分
佐 伯	原 伸太郎	久保田一生	広島市佐伯区役所 3階応接会議室	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時30分

② 広島市長選挙

選挙長	同職務代理者	選挙会開設場所	選挙会開閉時刻
原田 尚武	藤岡 信明	広島市役所北庁舎 4階広島市選挙管理委員室	平成23年4月11日 午前10時00分～午前10時25分

(2) 開票管理者及び同職務代理者

区 名	開票管理者	同職務代理者	区 名	開票管理者	同職務代理者
中	安村 和幸	三村 義雄	安佐南	山田 延廣	川添 泰宏
東	前川 秀雅	西村 博蔵	安佐北	秦 清	宮川 裕壮
南	大原 貞夫	大磯 弘志	安 芸	荒井 秀則	皆本也寸志
西	爲末 和政	増川 一幸	佐 伯	原 伸太郎	中田 英樹

6 選挙事務関係者

市・区職員等による従事の外、投票事務については、広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙では全事務従事者の35.38%を、広島市長選挙では全事務従事者の33.79%を、また、開票事務については全事務従事者の21.05%を、それぞれ民間人に委嘱した。

(1) 投票事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日 投票所	中	23	79	1	141	108	250
	東	22	87	—	133	100	233
	南	33	87	—	197	134	331
	西	37	119	—	222	164	386
	安佐南	39	106	—	223	189	412
	安佐北	60	161	3	277	206	486
	安 芸	17	38	2	68	73	143
	佐 伯	43	99	3	211	175	389
	市 計	274	776	9	1,472	1,149	2,630
期日前 投票所	中	8	23	24	56	8	88
	東	8	63	31	49	9	89
	南	8	19	21	34	18	73
	西	8	32	21	69	9	99
	安佐南	32	33	21	226	22	269
	安佐北	32	92	38	110	29	177
	安 芸	32	24	20	57	27	104
	佐 伯	16	36	45	99	44	188
	市 計	144	322	221	700	166	1,087
合 計	中	31	102	25	197	116	338
	東	30	150	31	182	109	322
	南	41	106	21	231	152	404
	西	45	151	21	291	173	485
	安佐南	71	139	21	449	211	681
	安佐北	92	253	41	387	235	663
	安 芸	49	62	22	125	100	247
	佐 伯	59	135	48	310	219	577
	市 計	418	1,098	230	2,172	1,315	3,717

② 広島市長選挙

区 分		投 票 管理者	投 票 立会人	投票事務従事者			
				市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
選挙当日投票所		① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙に同じ					
期日前 投票所	中	13	23	24	100	8	132
	東	13	101	31	51	9	91
	南	13	24	21	54	18	93
	西	13	52	21	79	9	109
	安佐南	52	34	24	262	22	308
	安佐北	52	142	38	155	29	222
	安 芸	50	24	26	70	29	125
	佐 伯	26	56	45	99	44	188
	市 計	232	456	230	870	168	1,268
合 計	中	36	102	25	241	116	382
	東	35	188	31	184	109	324
	南	46	111	21	251	152	424
	西	50	171	21	301	173	495
	安佐南	91	140	24	485	211	720
	安佐北	112	303	41	432	235	708
	安 芸	67	62	28	138	102	268
	佐 伯	69	155	48	310	219	577
	市 計	506	1,232	239	2,342	1,317	3,898

(2) 開票事務関係者

区 名	開 票 管理者	開票立会人			開票事務従事者			
		①県議	②市議	③市長	市・区 選管書記	市・区 職員	民間人	計
中	1	3	7	3	23	167	26	216
東	1	4	7	3	32	151	41	224
南	1	4	7	3	28	145	40	213
西	1	4	10	3	24	187	64	275
安佐南	1	5	10	3	24	207	85	316
安佐北	1	4	10	3	27	155	72	254
安 芸	1	3	4	3	26	97	18	141
佐 伯	1	3	7	4	23	158	47	228
市 計	8	30	62	25	207	1,267	393	1,867

(3) 選挙会事務関係者

① 広島県議会議員一般選挙及び広島市議会議員一般選挙 ② 広島市長選挙

区 名	選挙長	選挙立会人		選挙会 事務従事者 (区選管書記)	選挙長	選挙 立会人	選挙会 事務従事者 (市選管書記)
		県議	市議				
中	1	3	3	3	1	3	2
東	1	3	3	6			
南	1	3	3	2			
西	1	3	3	6			
安佐南	1	3	3	3			
安佐北	1	3	3	7			
安 芸	1	3	3	5			
佐 伯	1	3	3	5			
市 計	8	24	24	37			

7 選挙啓発事業

広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙の臨時啓発事業として、次のような各種啓発事業を実施し、明るい選挙と投票参加を呼びかけた。

(時期について特に明記のないものは告示日から実施)

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
看板掲出等	① 立看板の掲出	公民館(68)、勤労青少年ホーム(2)、地域福祉センター(4)、区スポーツセンター等(13)、区民文化センター(7)、こども文化科学館、交通科学館、映像文化ライブラリー、大学(10)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	② 期日前投票周知用立看板の掲出	区役所(12か所) 出張所(11か所)	期日前投票の周知用立看板を掲出した。
	③ 大看板の掲出	J R広島駅南口、中央公園、 J R西広島駅前	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用大看板を掲出した。
	④ 投票所周知用立看板の掲出	投票所の分かりにくい地域、 投票所の変更があった地域 (132か所)	投票所が分かりにくい、又は投票所を変更した地域に周知用立看板を掲出した。
	⑤ 懸垂幕の掲出	市役所、各区役所	選挙名及び投票日の周知用懸垂幕を掲出した。
	⑥ のぼりの掲出	区役所・出張所の敷地 (150本)	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用のぼりを掲出した。
	⑦ ポスターの掲出	J R・広電宮島線(市域のみ)、 アストラムライン駅舎への掲出	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用ポスターを掲出した。
	⑧ バスフロント幕の掲出	市内バス	選挙名、投票日及び期日前投票の周知用幕を市内バスの前面に幕を掲出した。
	⑨ 大型垂れ幕の掲出	本通、金座街アーケード	選挙名及び投票日の周知用大型垂れ幕を掲出した。

種 別	事 項	時期・場所等	内容・その他
街頭啓発等	① 街頭啓発の実施	ア 各区での街頭啓発 イ 県選管との合同街頭啓発 ・実施日 4/9(土) ・実施場所 アリスガーデン ウ 選挙ボランティア等による街頭啓発 ・3/29(火) JR広島駅前 ・4/8(金) 八丁堀交差点	各区において啓発グッズ(ポケットティッシュ、うちわ)を配布した。 マスコミに選挙に関する記事を掲載してもらうため、投票日直前に県・市選管が合同で大規模な街頭啓発を行った。 JR駅前等で啓発グッズを配布した。
	② 花電車の運行	広島駅～広島港～広電西広島 4/1(金)～4/10(日)	選挙名及び投票日を周知する看板を掲出した市内電車を走らせた。
	③ 宣伝車による巡回	・実施日 4/3, 4/9(前日), 4/10(当日) ・宣伝車 中・東・南・西・安芸区 各1台 安佐南・安佐北・佐伯区 各2台 計11台	選挙名及び投票日の周知と投票を呼びかける宣伝車を巡回させた。
広報活動等	① 市の広報番組での広報	選挙期間中の放送日	市の広報番組で投票を呼びかけた。
	② 市選挙管理委員会ホームページでの広報		選挙名、投票日及び選挙制度を掲載し、広く市民に周知した。
	③ 市広報紙での広報	広報紙「市民と市政」 3/15号	市広報紙「市民と市政」に選挙に関する記事を掲載した。
	④ 交通拠点等の大型ディスプレイ(デジタルサイネージ)での広報	シャレオ中央広場、広島バスセンター、平和記念資料館(東館)、平和記念公園レストハウス、ANAクラウンプラザホテル広島、東急ハンズ広島店、中区役所	交通拠点等に設置されている大型ディスプレイに、選挙名、投票日及び期日前投票を周知する情報を掲出した。
	⑤ 街頭大型ビジョンでの広報	八丁堀、JR広島駅、本通り交差点、シャレオ、基町クレド	
そ の 他	① 住所異動者に対する周知用チラシの配布	各区役所、出張所	選挙名、投票日及び選挙制度を周知するチラシを、住所異動者に配布した。
	② 館内放送による広報	スーパーマーケット、公共施設等	選挙名及び投票日を周知する館内放送を行った。

広報ひろしま 市民の市政

市役所あれこれ便利電話
「おしえてコールひろしま」 ☎504-0822

年中無休 8~22時
http://www.city.hiroshima.lg.jp/
担当課へは各課直通ダイヤルで
編集・発行:広島市広報課(〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6-34 ☎504-2117 FAX 504-2067)

平成23(2011)年
通巻1434号

3.15

目次

安佐北区可部に夜間急病センターを開設します 2面
【特集】平成21年度 決算報告 4・5面
プレゼント・クイズでザ・広島ブランドを当てよう! 8面

市民1人 家庭ゴミ排出量/495㌔(9㌔減) 平成22年12月・平成23年1月分
1日当りの リサイクル率/19.1% (前年比 増減なし) (前年同月比)

広島の明るい未来を この一票で 市長選・市議選・県議選

投票日は

4月10日

投票時間 午前 7:00 から 午後 8:00 まで
(一部時間が異なる投票所があります)

投票日に行けない人は 期日前投票を!	市長選	3月28日(月)~4月9日(日)
	市議選 県議選	4月2日(土)~4月9日(日)

投票時間 午前 8:30 から 午後 8:00 まで (土・日曜日実施)

4月10日(日)は、広島市長選挙、広島市議会議員選挙、広島県議会議員選挙の3つの選挙を同時に行います。当日に投票できない人は、期日前投票もできます。

広島の未来を決める選挙にあなたの一票を!

投票できる人

市長選挙・市議会議員選挙・県議会議員選挙とも、平成3年4月11日までに生まれた人で、次の要件を満たしている人です。

■市長選挙

次の①または②に該当する人

①昨年12月26日までに広島市の住民基本台帳に記録され、3月26日現在、広島市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる ②昨年12月27日から12月31日までに広島市の住民基本台帳に記録され、3月31日現在、広島市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる

※②に該当する人の期日前投票は、3月31日以降になります。

■市議会議員選挙・県議会議員選挙

昨年12月31日までに広島市の住民基本台帳に記録され、3月31日現在、広島市内に住所があり、引き続き3カ月以上住んでいる。

■転入・転出された人はご注意ください

住所を異動した人は、投票できる選挙や場所が異なる場合があります。また、県内の他の市や町に転出した人は市長選挙・市議会議員選挙に投票できず、県外に転出した人は市長選挙・

市議会議員選挙・県議会議員選挙のいずれの選挙にも投票できません。詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。

はがきをお送りします

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」をお送りします。届きましたら記載事項を確かめ、投票するときに持ってきてください。届かない場合は、お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。「選挙のお知らせ」のはがきをなくした場合も投票できます。投票所の職員にお伝えください。

市長選の選挙公報を配布します

市長選挙の候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を、4月3日(日)の新聞朝刊に折り込んで配布します。同日以降は、区役所、出張所、公民館などで入手できます。



20歳の私も、投票に行きます。
広島の未来のために、自分の未来のために、よく考えて、一票を投じます。



表紙モデルは佐伯区政務課で投票事務の仕事をする川辺貴子さん。平成2年4月生まれの20歳。下写真は川辺さんのご家族。

投票に行きましょう!

当日の投票時間は、朝7時から夜8時まで

次の投票区のみ、投票時間が異なります。

似島集会所 (南区)	午前6時から 午後6時まで
金輪島集会所 (南区)	午前7時から 午後6時まで
白川集会所 (佐伯区)	午前7時から 午後6時まで
みどり会館 (佐伯区)	午前7時から 午後6時まで



当日行けない人は、事前に投票できます

仕事やレジャーなどで、4月10日(日)に投票に行けない人は、事前に投票できます。朝8時半から夜8時まで、期間中の土・日曜日にも実施します。

【期日前投票ができる期間】

市長選挙	3月28日(月)~4月9日(日)
市議会議員選挙 県議会議員選挙	4月2日(土)~4月9日(日)

【投票場所】住所の区役所、出張所(似

島出張所は除く。安佐出張所は仮設期日前投票所となります。連絡所では投票できません

【持っていくもの】「選挙のお知らせ」はがき(届いているとき)

体が不自由な人の投票をサポートします

●目の不自由な人は点字投票ができます。手が不自由などのため、自分で投票できない人は、投票所職員の代筆による代理投票ができます。

●身体障害者手帳を持つ重度の障害がある人など、公職選挙法で定める郵便等投票証明書(区選挙管理委員会が発行)を持っている人は、郵便などで投票できます。投票用紙は4月6日(木)までに区選挙管理委員会へご請求ください。

区市選挙管理委員会 ☎504-2513、☎504-2519、各区選挙管理委員会

中区	☎504-2544 ☎541-3835	安佐南区	☎831-4927 ☎877-2299
東区	☎568-7703 ☎262-6986	安佐北区	☎819-3959 ☎815-3906
南区	☎250-8934 ☎252-7179	安芸区	☎821-4903 ☎822-8069
西区	☎532-0925 ☎232-9783	佐伯区	☎943-9753 ☎923-5098

広報ひろしま 市民の市政

平成23(2011)年
通巻1436号

4.1

目次

平成23年度 当初予算 今年度の主な事業	2面
森下洋子氏に広島市名誉市民の称号を贈呈	3面
プレゼント・クイズでザ・広島ブランドを当てよう!	6面

広島の未来を決める選挙にあなたの一票を! 市長選・市議選・県議選 投票日は4月10日

7 ひろしま市民と市政

区報なか

平成23年(2011年)4月1日



投票所の変更

4月10日執行予定の統一地方選挙から吉島第一投票区の投票所「慈光幼稚園」を「吉島小学校体育館」へ変更します。対象となる投票区域は次のとおりです。

吉島第一投票区	投票区の区域	投票所施設名	施設の所在地
	変更前	変更前	変更前
	吉島町11～15番、衣笠町9～23番、吉島東一丁目、吉島東二丁目、吉島西一丁目、吉島西二丁目、吉島西三丁目、吉島西四丁目	慈光幼稚園	中区吉島東一丁目2番14号
		変更後	吉島小学校体育館
			中区吉島西三丁目4番20号

中区選挙管理委員会事務局(☎504-2544、☎541-3835)

7 ひろしま市民と市政

区報にし

平成23年(2011年)4月1日



4月10日
投票日

市長選・市議選・県議選

田方二丁目の一部の人は
投票所が変わります

田方二丁目27～31番と、33番以降にお住まいの人は、
田方上集会所(田方二丁目6-12)へ投票所が変わります

田方区選挙管理委員会事務局(☎532-0925、☎232-9783)





知りたい言葉を入力して「検索」を押してください

検索の仕方

ご利用方法


文字の拡大・色・ふりがな


音声で読み上げ

English 한글 中文
Portugu s Espa ol

[トップページ](#)
[市民生活](#)
[事業者](#)
[観光](#)
[原爆・平和](#)
[市政全般](#)

[広島市ホーム](#) > [市政全般](#) > [広島市の概要](#) > [行政委員会](#) > [選挙管理委員会](#) > [広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催について](#)

広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙立候補予定者説明会の開催について

◎ 各選挙の立候補予定者を対象に、立候補の届出方法等の説明会を次のとおり開催します。

■広島市長選挙

(選挙期日：平成23年4月10日(日)、告示日：平成23年3月27日(日))

- 日時 平成23年2月23日(水)午後1時30分から
- 場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

■広島市議会議員一般選挙

(選挙期日：平成23年4月10日(日)、告示日：平成23年4月1日(金))

- 日時 平成23年2月28日(月)午後1時30分から
- 場所 市役所本庁舎2階 講堂

※ なお、各選挙において、政党その他の政治団体が一定の政治活動を行うためには、確認団体となる必要があります。このため、届出方法等について、次のとおり政党等との事務打合せ会を開催します。

■広島市長選挙

- 日時 平成23年2月23日(水)午前10時から
- 場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

■広島市議会議員一般選挙

- 日時 平成23年2月28日(月)午前10時から
- 場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

－お問い合わせ－
 市選挙管理委員会事務局選挙課
 電話：082-504-2513
 FAX：082-504-2519
 メール：shisenkan@city.hiroshima.jp

このページは見つけやすかったですか？

☐ 見つけやすかった ☐ 見つけにくかった ☒ どちらとも言えない

このページの内容はわかりやすかったですか？

☐ わかりやすかった ☐ わかりにくかった ☒ どちらとも言えない

このページの内容は参考になりましたか？

☐ 参考になった ☐ 参考にならなかった ☒ どちらとも言えない

広島市役所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [地図](#)
 代表電話 082-245-2111

各課お問合せ先
[各課直通電話・FAX・Eメールアドレス](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問合せ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright   HIROSHIMA City. All rights reserved.



知りたい言葉を入力して「検索」を押してください

検索

ご利用方法
文字の拡大・色・ふりがな
音声で読み上げ

English 한글 中文
Portugu s Espa ol

トップページ

市民生活

事業者

観光

原爆・平和

市政全般

広島市ホーム > 市政全般 > 広島市の概要 > 行政委員会 > 選挙管理委員会 > 4月10日(日)は、広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙の投票日です。

4月10日(日)は、広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙の投票日です。

4月10日(日)

広島市長選挙

広島市議会議員一般選挙

広島県議会議員一般選挙

投票時間 午前7時から午後8時まで(一部地域を除く。)
★南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時まで

告示日 広島市長選挙 平成23年3月27日(日)
広島市議会議員一般選挙・広島県議会議員一般選挙 平成23年4月1日(金)
※選挙運動は、告示日に立候補の届出が受理されてから行うことができます。

1 投票日当日に広島市で投票できる人

- 広島市長選挙・広島市議会議員一般選挙
- ◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。
- (1)日本国籍を持っている人
 - (2)平成3年4月11日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
 - (3)平成23年3月31日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成22年12月31日までに住民基本台帳に登録された人)
- ◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

区分		投票場所
広島市外から 広島市へ 転入	平成22年12月31日までに届出をした人	広島市
	平成23年1月1日以降に届出をした人	投票できません
広島市内で 転居※	平成23年3月1日までに届出をした人	新しい住所地
	平成23年3月2日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 広島市外へ 転出		投票できません

※2 平成22年12月1日までに広島市の選挙人名簿に記載された人に限る。

■ 広島県議会議員一般選挙

◆選挙人名簿に登録される次の(1)～(3)の要件を満たす人で、投票当日に選挙権を有する人は投票できます。

- (1) 日本国籍を持っている人
(2) 平成3年4月11日までに生まれた人(投票日に満20歳以上)
(3) 平成23年3月31日現在、広島市に住所が有り、引き続き3ヶ月以上住んでいる人(平成22年12月31日までに住民基本台帳に登録された人)

◆選挙人名簿に登録されている人で最近住所を変えた人は次の場所で投票することになります。

区分		投票場所
広島県外から 広島市へ 転入	平成22年12月31日までに届出をした人	広島市
	平成23年1月1日以降に届出をした人	投票できません
広島県内他市町から 広島市へ 転入	平成22年12月31日までに届出をした人	広島市
	平成23年1月1日以降に届出をした人	元の住所地※1
広島市内で 転居※2	平成23年3月1日までに届出をした人	新しい住所地
	平成23年3月2日以降に届出をした人	元の住所地
広島市から 広島県内他市町へ 転出	平成22年12月31日までに届出をした人	新しい住所地
	平成23年1月1日以降に届出をした人	広島市※1

◆県外へ転出された方は投票できません。

※1 投票にあたっては、次の(1)～(3)を満たす必要があります。

- (1) 広島県内の以前の住所地で選挙人名簿に登録されていること
(2) 広島県内の市町の間で1回だけ住所を変えた人であること
(3) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すること

※2 平成22年12月1日までに広島市の選挙人名簿に記載された人に限る。

2 投票用紙の種類

◆投票用紙については次のとおりです。

■ 広島市長選挙	候補者名を記入します	黄色の用紙
■ 広島市議会議員一般選挙	候補者名を記入します	水色の用紙
■ 広島県議会議員一般選挙	候補者名を記入します	白色の用紙

3 「選挙のお知らせ」のはがき

投票できる人には、投票の日時・場所などを記載したはがき「選挙のお知らせ」を送ります。投票するときにご持参ください。(はがきは、3月26日(土)に郵便事業株式会社に搬入の予定です。)(昨年12月27日から12月31日までに広島市に転入の届出をされた方で「1 投票日当日に広島市で投票できる人」に当てはまる人の「選挙のお知らせ」のはがきは、3月31日(木)に郵便事業株式会社に搬入予定です。)

はがきが届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録されていれば、投票できます。お住まいの区の選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、**はがきが届いた後になくされたり、投票される際にはがきを持参されていなくても投票できます**ので、投票所でその旨を伝えてください。

4 点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、手が不自由などのため、自ら投票用紙に記載できない人は、投票所の係員による代理投票ができます。お気軽に係員にお申し出ください。

5 選挙公報(広島市長選挙)

広島市長選挙においては、候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を、**4月3日(日)**の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センターなどにも届きしだい、備え付けます。

6 2階の投票所について

次の施設は、体の不自由な方や高齢者の方が2階へ上がるお手伝いをしますので、気軽にお申し出ください。

西区	己斐第三投票区	己斐上集会所	西区己斐上一丁目14番5号
安佐南区	安古市第十四投票区	高長集会所	安佐南区高取北四丁目4番14号
安佐北区	落合第三投票区	玖村会館	安佐北区落合二丁目41番26号

7 お問い合わせはこちらまで

お問い合わせ先 市・区選挙管理委員会					
市	⇒ 電話504-2513	南 区	⇒ 電話250-8934	安佐北区⇒	電話819-3959
中 区	⇒ 電話504-2544	西 区	⇒ 電話532-0925	安芸区 ⇒	電話821-4903
東 区	⇒ 電話568-7703	安佐南区⇒	電話831-4927	佐伯区 ⇒	電話943-9753

その他広島市選挙管理委員会からのお知らせ等は [>>>こちら](#) をご覧ください。

関連情報

[選挙管理委員会への問い合わせは？](#)

[投票ってどのようにするの？](#)

[体が不自由な人の投票は？](#)

－お問い合わせ－
市選挙管理委員会事務局 広報担当
電話：082-504-2794
FAX：082-504-2069

このページは見つけやすかったですか？
☐ 見つけやすかった ☐ 見つけにくかった ☒ どちらとも言えない

このページの内容はわかりやすかったですか？
☐ わかりやすかった ☐ わかりにくかった ☒ どちらとも言えない

このページの内容は参考になりましたか？
☐ 参考になった ☐ 参考にならなかった ☒ どちらとも言えない

送信

広島市役所 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 [\[地図\]](#)
代表電話 082-245-2111

各課お問い合わせ先
[各課直通電話・FAX・Eメールアドレス](#)

[このホームページについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトポリシー](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) | [著作権について](#) | [免責事項](#)

Copyright © HIROSHIMA City. All rights reserved.

4月10日(日)は
広島県議会議員選挙
広島市議会議員選挙
広島市長選挙
の投票日です!!

当日投票できる人の範囲 次の表の年齢要件と住所要件をともに満たす人です。

年齢要件	住所要件
平成3年4月11日までに生まれた人 (選挙期日において満20歳に達する人)	平成22年12月31日までに住民基本台帳に登録された人 (平成23年3月31日現在で、広島市内に住所があり、引き続き3か月以上住んでいる人)

住所を異動した選挙人の投票日当日の投票の可否及び場所 **最近住所をかえた人はご注意を。**

区分		投票できる選挙			投票場所	
		県議選	市議選	市長選	以前の住所	現在の住所
広島市内で転居 (既登録者)	平成23年3月1日までに届出をした人	○	○	○	—	○
	平成23年3月2日以降に届出をした人	○	○	○	○	—
広島市から 県内他市町へ転出	平成22年12月31日までに届出をした人	○	投票できない	投票できない	—	○ (県内他市町)
	平成23年1月1日以降に届出をした人	△	投票できない	投票できない	△ (広島市)	—
広島市から県外へ転出		投票できない			—	—

△:広島市から県内の他市町へ転出した人が投票するためには、次の条件を全て満たす必要があります。
① 広島市のいずれかの区で選挙人名簿に登録されていること。 ② 広島県内の市や町の間で1回だけ住所を変えていること。
③ いずれかの市区町の発行する証明書等を提示すること。

投票当日の投票時間

午前7時から午後8時までです。ただし、南区の似島集会所は午前6時から午後6時まで、南区の金輪島集会所と佐伯区の白川集会所、みどり会館は午前7時から午後6時までです。

投票用紙

候補者氏名を記入してください。
広島県議会議員選挙 …… 白色の用紙
広島市議会議員選挙 …… 水色の用紙
広島市長選 …… 黄色の用紙

期日前投票

仕事・レジャーなどで、4月10日(日)に投票に行けない人は、期日前投票ができます。午前8時半から午後8時まで、期間中の土・日曜日実施します。

【期日前投票ができる期間】	市長選挙は	3月28日(月) ~4月9日(土)	市長選挙の期日前投票では、昨年12月27日から12月31日までに広島市に転入の届出をされた方で、「当日投票できる人の範囲」に当てはまる方の期日前投票は3月31日以降になります。
	県議会議員選挙・市議会議員選挙は	4月2日(土) ~4月9日(土)	—
【投票場所】	選挙人名簿登録地の区の区役所、出張所(似島出張所を除く。安佐出張所は仮設期日前投票所となります。) ※連絡所ではできません		
【持っていくもの】	「選挙のお知らせ」はがき(届いているとき)		

点字・代理投票

目の不自由な人は点字投票ができます。また、体が不自由のため、自ら投票用紙に候補者氏名を記載できない人は、投票所の係員が代筆する代理投票ができます。お気軽に係員に申し出てください。

郵便等での不在者投票

次のいずれかの要件を満たす人で、区選挙管理委員会発行の郵便等投票証明書を所持している人は、郵便等で投票ができます。投票用紙は4月6日(水)までに、区選挙管理委員会へ請求してください。

- ① 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、公職選挙法で定められた重度の障害がある人
② 介護保険法の被保険者証の区分が要介護5の人

他の市区町村での不在者投票

出張や旅行などで4月10日(日)に投票に行けない人は、他の市区町村で不在者投票をすることもできます。

「不在者投票宣誓書・請求書」(広島市のホームページからダウンロードすることもできます。)を選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ郵便等で送付又は持参してください。(FAX、電子メールは不可)

広島市長選挙は選挙公報を配布します

候補者の政見や経歴等を掲載した選挙公報を4月3日(日)の新聞朝刊(中国・朝日・毎日・読売・日本経済・産経)に折り込みます。また、区役所、出張所、公民館、区民文化センター等にも備え付けます。

(お問い合わせ先)	市 ⇒	Tel 504-2513	南区 ⇒	Tel 250-8934	安佐北区 ⇒	Tel 819-3959
市・区	中区 ⇒	Tel 504-2544	西区 ⇒	Tel 532-0925	安芸区 ⇒	Tel 821-4903
選挙管理委員会	東区 ⇒	Tel 568-7703	安佐南区 ⇒	Tel 831-4927	佐伯区 ⇒	Tel 943-9753

〔選挙のお知らせ（はがき）〕
（表）

市内居住者用

郵便はがき 料金後納郵便 きれいな選挙で 明るい未来	選挙事務	(差出人)	広島県議会議員一般選挙 広島市議会議員一般選挙 広島市長選挙	投票日 4月10日 午前7時から午後8時まで	投票所	選挙使用欄 県議 () () () 市議 () () () 市長 () () ()
-------------------------------------	------	-------	--------------------------------------	---------------------------	-----	---

※くわしくは裏面をご覧ください。

（裏）

投票には このはがきを投票所へ持参していただくと、選挙人名簿との照合が早くすみます。名簿対照係へ提出してください。 はがきをなくした場合でも、投票できますので、投票所へお出かけください。 投票所では誕生日（〇月〇日のみ）をおたずねして、ご本人であることの確認をさせていただいています。生まれた年「〇年」は必要ありません。 また、運転免許証などご本人と確認ができる書類をご提示いただいても結構です。 あなたの大切な一票を確実に投票していただくために必要ですので、ご協力をお願いします。 投票のしかた 投票用紙に、候補者氏名を記入してください。 ■広島県議会議員一般選挙は、白色の投票用紙です。 広島市内から広島県内の他の市や町に住所を移した人で、引き続きその市や町に居住している人は、元の住所地において投票することができます。 この場合は、転出先の市や町又は転出前の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」の提示が必要です。 ただし、市や町の間を2回以上異動した人や県外に転出した人は投票できません。 ■広島市議会議員一般選挙は、水色の投票用紙です。 ただし、広島市から転出した人は、投票できません。 ■広島市長選挙は、黄色の投票用紙です。 ただし、広島市から転出した人は、投票できません。	期日前投票のお知らせ（ぜひ、ご利用ください。） 投票日に用事や仕事などで投票に行けない場合は、期日前投票制度をご利用ください。（宣誓書の記入が必要です。） ■期 間 市 長 3月28日（月）～4月9日（土） 県議・市議 4月2日（土）～4月9日（土） 土曜日・日曜日でもできます。 ■時 間 午前8時30分～午後8時 ■場 所 住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所、出張所（似島出張所を除く。） ※連絡所では、できません。 ■持参するもの このはがき（届いているとき） 選挙公報について（市長選挙のみ） 選挙公報を新聞（中国、朝日、毎日、読売、日本経済、産経）に折込んでお届けします。 新聞を購読されていない方で必要な方は、郵送いたしますので、区選挙管理委員会まで早めにお申出ください。 なお、区役所、出張所、公民館などにも届き次第備え付けます。 くわしくは 表記の区選挙管理委員会におたずねください。
---	---

(裏)

不在者投票請求書・宣誓書

あなたは、広島市から転出されましたが、広島市の選挙人名簿に登録されています。転出先（現住所）の市や町又は転出前（旧住所）の広島市の区の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を提示すれば、表記の投票所で、広島県議会議員一般選挙のみ投票することができます。

ただし、転出先（現住所）の選挙人名簿に登録されていると、広島市では投票できません。

また、市や町の間を2回以上異動した人や、県外に転出した人も投票できません。

※ 投票日当日、表記の投票所に行けない人は、次の1又は2により、期日前投票・不在者投票の制度をご利用ください。

- 旧住所地の区（選挙人名簿に登録されている区）の区役所で、期日前投票をする場合
「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を持参してください。
また、このほかきもあわせて持参いただくと、選挙人名簿との照合が早く済みます。
- 現住所地の選挙管理委員会で、不在者投票をする場合
 - 右記の請求書・宣誓書欄に記入のうえ、このほかきと「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「住民票」を封筒に入れて、表記の区選挙管理委員会に郵送してください。
 - 現住所に投票用紙などを郵送しますので、それを持って近くの選挙管理委員会に不在者投票をしてください。
 - 郵便のやりとりで日数がかかります。至急請求してください。

期日前投票・不在者投票ができる期間
 ■ 4月2日出～4月9日出 土曜日・日曜日でもできます。
 ■ 毎日、午前8時30分～午後8時
 （広島市以外では、時間や場所について、それぞれの市町にお問い合わせください。）